

各 位

会 社 名 株式会社メタプラネット
 代表者名 代表執行役 CEO サイモン・グロヴィッチ
 (東証スタンダード市場：3350)
 問合せ先 執行役 CFO 奥野 晋平
<https://metaplanet.jp/ja/ir-contact>

第 10 回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行要項の再変更（潜在株式数の削減） 及び長期役職員インセンティブ・プランの白紙撤回に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026 年 8 月 18 日付開示資料「第 10 回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行要項の一部変更（潜在株式数の固定化）、ロックアップ契約の締結及び長期役職員インセンティブ・プランへの一部移管方針に関するお知らせ」（以下「8 月 18 日付開示」といいます。）において公表した第 10 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行要項について、本新株予約権 1 個当たりの対象株式数を 696 株から 410 株に変更する再変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

その結果、本新株予約権に係る潜在株式数の総数は、319,464,000 株から 188,190,000 株へ、131,274,000 株（41.1%）減少します。また、既に行使された部分を控除した残存潜在株式数は、236,640,000 株から 105,366,000 株へ、55.5%減少します。

また、当社は、8 月 18 日付開示において公表した、本新株予約権の一部（最大 90,000 個）を長期役職員インセンティブ・ビークルに移管する方針を撤回することといたしました。

今後のグローバル人材の登用に向けた株式報酬については、世界有数の報酬コンサルタントの助言を取り入れた新たな株式報酬制度を別途検討してまいります。

2026 年 2 月 8 日に権利確定した本新株予約権は、発行要項に従い、引き続き行使可能です。未だ権利確定していない残りの本新株予約権については、各本新株予約権者との合意に基づき 3 分の 1 ずつに分け、それぞれ 2029 年 8 月 18 日、2030 年 8 月 18 日および 2031 年 8 月 18 日から行使可能となります（下記 2. (2)をご参照ください。）。過去の行使により既に交付された株式の取扱いについては、下記 2. (3)に詳細を記載しています。

本新株予約権の行使により取得した株式（既に取得済みの株式を含みます。）に係る 2031 年 8 月 17 日までのロックアップおよび 1 株当たり 10 円の行使価額に変更はありません。また、本新株予約権 1 個当たりの対象株式数を 410 株に減少させる変更は、権利確定済みか未確定かを問わず、すべての本新株予約権に適用されます。

1. 再変更の背景及び理由

本新株予約権は、2023 年 2 月、株主総会の特別決議による承認を経て、当社の一部の役職員が引き受け、自己資金により取得したものです。当時、当社は日本国内を中心にホテル事業を営む小規模な会社であり、財務諸表には継続企業の前提に関する重要な不確実性が記載されていました。当社は事業の存続を図る必要があり、その将来は不透明な状況にありました。

そのような状況において、会社の存続を左右する人材を引き留めるため、また、多額の現金報酬に代わるものとして、株主の皆様には、長期的な株式インセンティブとして本新株予約権の発行をご承認いただきました。本新株予約権者は、第三者評価機関が算定した公正価値に基づく価格を自己資金で払い込み、複数年にわたる権利確定期間および重要な制限を受け入れました。当社が事業を存続させ、企業価値を向上させることができず、株価が低迷した場合には、本新株予約権者は取得価額を含む投資資金を回収できないリスクを負っていました。

2026 年 8 月 18 日、当社取締役会は、完全希薄化後株式数の増加に連動して潜在株式数が自動的に増加する調整条項（以下「本調整条項」といいます。）を本新株予約権の発行要項から削除しました。また、公表済みの直近の株式数である 2026 年 6 月 30 日時点の株式数を基準として、潜在株式数を 319,464,000 株（1 個当たり 696 株）に固定しました。

この変更は、潜在株式数のさらなる増加を直ちに停止するとともに、確定済みかつ公に検証可能な数値に基づき、その上限を明確に設定することを目的としたものです。

その後、当社は、本新株予約権に関して、株主および資本市場関係者からさまざまなご意見をいただきました。当社は、これらのご意見を真摯に受け止め、本新株予約権の対象株式数を算定する基準日について、改めて検討を行いました。

基準日の見直しに際し、当社取締役会は、当社が実施した各エクイティ・ファイナンスについて、実行時の mNAV（企業価値の純資産価値に対する比率）、それにより生じた BTC イールドおよびその結果として創出された株主価値を踏まえて検証しました。

その結果、2025 年半ばまでに実施されたエクイティ・ファイナンスは、mNAV が数倍となる水準で実行され、完全希薄化後 1 株当たり BTC の増加に大きく貢献していたことを確認しました。一方、2025 年 9 月の海外募集およびその後の第三者割当は、mNAV が 1 倍を小幅に上回る水準で実行されました。当該期間の株式発行も完全希薄化後 1 株当たり BTC の増加に寄与したものの、その BTC イールドへの寄与は、それ以前のエクイティ・ファイナンスと比較して小さいものとなりました。

こうした検証結果を踏まえ、当社取締役会は、本調整条項の適用対象を、高い mNAV の下で実施されたエクイティ・ファイナンスにより大きな株主価値が創出されていた期間、すなわち 2025 年 8 月末までに限定することが、役職員と株主の利害を一致させるという本新株予約権の当初の目的に最も整合すると判断しました。

この判断に基づき、当社は、本新株予約権の対象株式数を算定するための基準日を、2026 年 6 月 30 日から 2025 年 9 月 1 日に変更します。2026 年 6 月 30 日時点の株式数には、2025 年 9 月 1 日以降に実施されたエクイティ・ファイナンスに伴う発行済株式数の増加が反映されています。

これにより、本新株予約権 1 個当たりの対象株式数は、2025 年 9 月 1 日時点の発行済普通株式数を基準として、行使後ベースで希薄化率 20%に相当する約 410.86 株を下回る最も近い整数である 410 株に設定されます。

ご参考として、以下の表には、当社が BTC イールドの開示を開始して以降の各四半期末における当社のビットコイン保有量、株式数、完全希薄化後 1 株当たりビットコインおよび BTC イールドに加え、本再変更を反映した当四半期累計期間の数値を、当社のビットコイン購入に関する開示資料で公表している算定方法に基づき記載しています。

日付	ビットコイン 保有量 (BTC)	発行済 普通株式数	MERCURY 転 換予約権 付優先株 式に係る 株式数 (注 1)	完全希薄化後 発行済株式数 (注 2)	完全希薄化 後 1 株当たり ビットコイ ン 保有量 (注 3)	BTC イール ド (%、 四半期累 計)	BTC ゲイ ン (四 半期累 計)	BTC 円建て ゲイン (四 半期累計、 百万円) (注 4)
2024 年 6 月 30 日	141.073	181,692,180	—	227,692,180	0.0006196	—	—	—
2024 年 9 月 30 日	398.832	181,692,180	—	454,201,850	0.0008781	41.7	59	698
2024 年 12 月 31 日	1,761.98	362,683,340	—	489,604,170	0.0035988	309.8	1,236	14,657
2025 年 3 月 31 日	4,046	459,823,340	—	574,779,175	0.0070392	95.6	1,684	19,979
2025 年 6 月 30 日	13,350	654,714,340	—	826,567,925	0.0161511	129.4	5,237	62,120
2025 年 9 月 30 日	30,823	1,140,974,340	—	1,434,392,925	0.0214885	33.0	4,412	52,328
2025 年 12 月 31 日	35,102	1,142,274,340	23,610,000	1,459,627,925	0.0240486	11.9	3,672	43,555
2026 年 3 月 31 日	40,177	1,274,171,340	23,610,000	1,624,499,175	0.0247319	2.8	997	11,830

日付	ビットコイン保有量 (BTC)	発行済普通株式数	MERCURY 転換予約権付優先株式に係る株式数 (注1)	完全希薄化後発行済株式数 (注2)	完全希薄化後1株当たりビットコイン保有量 (注3)	BTC イールド (%)、四半期累計	BTC ゲイン (四半期累計)	BTC 円建てゲイン (四半期累計、百万円) (注4)
2026 年 6 月 30 日	43,000	1,281,283,624	23,610,000	1,631,543,380	0.0263554	6.6	2,637	31,282
2026 年 9 月 11 日 (第3四半期累計・本再変更後) (注5)	43,000	1,364,282,624	23,610,000	1,500,108,824	0.0286646	8.8	3,768	44,687

(注) 1. 完全希薄化後発行済株式数の算定上、残存する転換予約権付優先株式から交付され得る普通株式は、転換条件、転換価額、市場環境又は契約上の条件にかかわらず、全て転換されたものと仮定しています。2. 完全希薄化後発行済株式数は、各時点における(i)発行済普通株式総数、(ii)払込みが完了している残存転換型証券の転換を仮定した潜在株式数、及び(iii)本新株予約権を含む残存ストック・オプションの行使による潜在株式数の合計です。資金調達取引の一環として発行された新株予約権(第23回ないし第27回を含みます。)及びムービング・ストライク・ワラントは、行使され行使代金が当社に払い込まれるまで算入されません。2024年の数値は現在の株式数基準で遡及修正しています。3. 完全希薄化後1株当たりビットコイン保有量は、ビットコイン保有量を完全希薄化後発行済株式数で除し、1,000を乗じた値です。4. BTC 円建てゲイン(四半期累計)は、BTC ゲインに、比較可能性のため全期間に共通して適用した BTC/円参照価格(11,861,027 円)を乗じた値です。同参照価格は、2026 年 9 月 10 日米国東部時間 16:00 時点の Coinbase BTC/USD 参照価格(77,154.93 米ドル)に、同日の MUFG USD/JPY 仲値(153.73 円)を乗じて円換算した値です。5. 当四半期の列は、2026 年 7 月 2 日付開示資料「ビットコインの追加購入に関するお知らせ」にて直近開示したビットコイン保有量 43,000BTC(2026 年 6 月 30 日時点)、本新株予約権の行使により交付された 82,824,000 株を含む発行済普通株式数、並びに(a)2026 年 8 月 18 日付の本新株予約権に係る潜在株式数の固定化(2026 年 6 月 30 日時点の数値から 160,556 株の減少)及び(b)本再変更(131,274,000 株の減少)を反映した完全希薄化後発行済株式数を前提としています。当四半期において、これら以外に完全希薄化後発行済株式数の変動はありません。ビットコイン保有量は同開示以降変動していません。当四半期の BTC イールド、BTC ゲイン及び BTC 円建てゲインは 2026 年 6 月 30 日を起点とする数値であり、四半期末までは確定値ではありません。

2. 再変更の内容

(1) 潜在株式数の削減

項目	現行(8月18日変更後)	再変更後
本新株予約権1個当たりの株式数(割当株式数)	696株	410株
目的である株式の総数	319,464,000株(459,000個×696株)	188,190,000株(459,000個×410株)
算定基準	2026年6月30日時点の発行済普通株式数を基準に、行使後ベースの希薄化率が20%となる水準	2025年9月1日時点の発行済普通株式数を基準に、行使後ベースの希薄化率が20%となる水準を下回る整数
行使価額	1株当たり10円	変更なし
行使可能時期	発行個数の3分の1ずつ、2026年・2027年・2028年に段階的に行使可能	権利確定済みの本新株予約権(2026年2月8日権利確定): 変更はなく、引き続き行使可能

項目	現行（8月18日変更後）	再変更後
		権利未確定の本新株予約権： 3分の1ずつに分け、それぞれ2029年8月18日、2030年8月18日および2031年8月18日から行使可能（新たな行使制限） 過去の行使により既に交付された株式：まず権利確定済み部分から控除し、これを超える部分については、権利未確定部分から順次控除
行使により取得した株式の売却制限	2031年8月17日までのロックアップ	変更なし

（発行要項変更案・下線部変更箇所）

現行要項（8月18日変更後）	変更案
（前略） 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法 （1）本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 （2）本新株予約権の目的である株式の総数は319,464,000株（本新株予約権1個あたり696株（以下、「割当株式数」という。））とする。 （後略）	（前略） 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法 （1）本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 （2）本新株予約権の目的である株式の総数は188,190,000株（本新株予約権1個あたり410株（以下、「割当株式数」という。））とする。 （後略）

（2）新たな行使制限の設定

本行使制限は、本開示日現在において権利確定していない本新株予約権にのみ適用されます。2026年2月8日に権利確定した本新株予約権には影響せず、発行要項に従い、引き続き行使可能です。なお、本新株予約権1個当たりの対象株式数を410株に減少させる変更は、権利確定済みか未確定かを問わず、すべての本新株予約権に適用されます。

各本新株予約権者が保有する権利未確定の本新株予約権は、3分の1ずつに分けられます。最初の3分の1は2029年8月17日まで、次の3分の1は2030年8月17日まで、最後の3分の1は2031年8月17日まで行使することができず、各本新株予約権者は、それぞれの時点において行使可能となった部分を超えて行使することはできません。

本再変更の効力発生日である本日付で、当社は、各本新株予約権者との間で変更合意書を締結するとともに、各本新株予約権者から確約書を受領し、本行使制限の実施について合意しております。

権利確定済みの本新株予約権か、本行使制限の対象となる本新株予約権かを問わず、その行使により取得した株式には、引き続き2031年8月17日までのロックアップが適用されます。したがって、行使時期によって当該株式を売却できる時期が変わることはありません。

（3）行使済み分の取扱い

本開示日現在、2名の本新株予約権者が、変更前の1個あたり696株に基づき、合計119,000個の本新株予約権を行使し、合計82,824,000株の交付を受けています。当該株式には、引き続き2031年8月17日までのロックアップが適用されます。

既に交付された 82,824,000 株は、今回適用される 1 個当たり 410 株を前提とした株式数を 34,034,000 株（119,000 個 ×（696 株－410 株））上回っています。そのため、当社は、当該 82,824,000 株を、各本新株予約権者が今後の行使により取得できる株式数から控除します。具体的には、まず権利確定済みの本新株予約権の行使により取得できる株式数から控除し、これを超える部分については、権利未確定の本新株予約権の最初の 3 分の 1 およびその後の各部分の行使により取得できる株式数から順次控除します。

既に行使された本新株予約権は、行使時点で有効であった発行要項に基づき、行使価額の全額が払い込まれたことにより有効に行使されており、株式の交付も完了しています。既に交付された株式の返還または消却は行わず、2 名の本新株予約権者が今後の行使により取得できる株式数を減少させることによるのみ調整を行います。

その結果、各本新株予約権者が本新株予約権に基づき取得できる株式の総数は、各自が保有する本新株予約権の個数に 410 株を乗じた数となり、本新株予約権者間の公平性が確保されます。

（４）保有者別の内訳

保有者	保有個数	再変更後の目的株式数 (個数×410 株)	行使済株式数	今後行使可能な株式数
取締役 1 名	276,000	113,160,000	64,032,000	49,128,000
執行役 2 名	141,000	57,810,000	18,792,000	39,018,000
従業員 2 名	42,000	17,220,000	0	17,220,000
合計	459,000	188,190,000	82,824,000	105,366,000

残存する本新株予約権が全部行使された場合に当社に払い込まれる行使価額の総額は、約 10.5 億円（105,366,000 株×10 円）となります。

３．長期役職員インセンティブ・プランの白紙撤回

8 月 18 日付開示において公表した、現在の本新株予約権者がその保有する本新株予約権の一部（最大 90,000 個。未行使残高の約 20%に相当）を、新たなインセンティブ・プールとして活用するための長期役職員インセンティブ・ビークルに移管する方針については、その全部を撤回します。これは、本再変更を決定したことに伴い、過去の事業転換期における貢献への対価として設計された本新株予約権の一部を転用するよりも、今後の貢献および株主価値の向上に対応した新たなインセンティブ制度を設けることが適切であると判断したためです。

今後の新たなグローバル人材の登用に係る報酬については、世界有数の報酬コンサルタントその他の外部専門家と協議の上、取締役会において改めて検討・決定します。詳細が確定した場合には、速やかに開示します。

４．株主の皆様にとっての意義

本再変更により、本新株予約権に係る潜在株式数の総数は、319,464,000 株から 188,190,000 株へ 41.1%減少し、行使済みの本新株予約権に係る株式数を控除した残存潜在株式数は、236,640,000 株から 105,366,000 株へ 55.5%減少します。当社の完全希薄化後株式数も同数減少し、これに伴い、完全希薄化後 1 株当たり BTC は改善します。

また、新たな行使制限により、権利未確定の本新株予約権については、2029 年 8 月 17 日までは本新株予約権の行使による新株の発行は行われず、それ以降の発行についても段階的に行われるものとなるため、行使の時期および規模に関する予見可能性が高まります。さらに、本新株予約権の行使により取得した株式（過去の行使により既に取得した株式を含みます。）に係る 2031 年 8 月 17 日までのロックアップも引き続き適用されます。これにより、本新株予約権者が経済的価値を実現できるのは、当社が中長期的な企業価値の成長を実現した後となる枠組みが維持されます。

5. 手続

本再変更は、本新株予約権を保有する取締役を本件の審議および決議から除外した上で、取締役会において決議されました。当該決議に先立ち、当社は、既に行使された本新株予約権に係る調整を含む本再変更について、すべての本新株予約権者から同意を得ています。

6. 日程

項目	日程
取締役会決議	2026 年 9 月 11 日
本新株予約権割当契約の変更契約（第 2 次） の締結及び行使制限に係る誓約書の受領	2026 年 9 月 11 日
発行要項の再変更の効力発生日	2026 年 9 月 11 日
変更登記	効力発生日から 2 週間以内（予定）
ロックアップ期間終了日	2031 年 8 月 17 日（変更なし）

7. 業績への影響

本再変更による当期連結業績への影響は軽微であると見込んでおります。今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

8. 今後の開示

当社は、今後も、適用ある法令および金融商品取引所の規則に従い、本再変更後の潜在株式数、ロックアップの状況ならびに本新株予約権の行使状況について、適切に開示してまいります。

以上